

院内感染防止対策に関する取り組みについて

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者さんやそのご家族をはじめ、病院に関わる全ての方を感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療・看護行為を実践しています。併せて感染経路に応じた予防策を実施しています。

また、院内外を問わず感染症情報を広く収集して院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。さらに、院内感染が発生してしまった事例については、速やかに予防策の実施・評価を行い、事例発生の原因となった感染対策上の不備や不十分な点を改善します。

院内感染対策活動の必要性・重要性を全部署（業務委託等も含む）及び全職員に周知徹底し、病院における共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策に関する取り組み事項

（1）院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じる等の院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、「感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回以上、必要時には随時開催します。また、病院感染防御に関する具体的な対策を企画・実践する機関として中央診療施設に「感染制御部」を設置し、毎日ラウンドを行っています。さらに多職種で構成された「ICT（感染対策チーム）」も設置しており、週1回のラウンド等を行うことで、感染問題に迅速に対応しています。

（2）院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染に対する研修会を年4回程度行います。さらに、院内感染の増加が疑われた場合や実際に確認された場合には、全体あるいは部署や職種を限定して、院内感染対策に関する教育・研修を行います。また、院内のネット上から感染対策に係るマニュアルや指針がいつでも閲覧可能な環境を整えることで、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

（3）感染症発生状況報告に関する事項

院内における細菌検査結果や感染報告書等から微生物の検出状況を把握し、感染対策委員会及びICTに報告します。

（4）院内感染発生時の対応に関する事項

院内において感染の発生が疑われる場合にはICTが情報収集を行い迅速な対応を行います。また、必要に応じ臨時の感染対策委員会を開催することで、感染経路の遮断及び拡大防止に努めます。

（5）患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、掲示物等で広く院内に情報提供を行いますので、感染防止の意義をご理解いただき、手洗い・マスクの着用等につきましてご協力をお願いいたします。

病 院 長